第4回検討部会で出たご意見に対する回答

参考資料１

番号	条	質問・意見	会議日での部会長又は市からの回答	＜後日＞市の回答・補足
1	全般	市民の中にろう者が含まれるので、使い分けをしないでほしい。 市民の中に当事者がいるという意識を持ってほしい。	―	ご意見を踏まえ、条文案を修正しました。
2	第1条	「手話は独自の体系を持つ言語」 「手話は独自の文法を持つ言語」 ２つの意味の違い・使い分けについて教えてほしい。	（市）文法と言うと多くの人が音声日本語の「主語＋目的語＋述語」というものをイメージしやすいですが、手話は表情や指の動きなども合わせた言語であるため、体系という言葉を採用しました。	全日本ろうあ連盟で採用している手話の定義案を参考に修正しました。資料２をご確認ください。
3	第1条	「寄与する」という言葉が分かりづらい。	（部会長）条文は法律に準じた書き方にする必要があるので、変更は難しいと思います。 （市）リーフレット等でできるだけ分かりやすく解説をします。	条例の法的性格上、用語の変更は困難ですが、運用のなかで分かりやすい周知に努めます。
4	第1条	「体系」は、市民にも伝わりやすいよう、「文法や表現」を加えてはどうか。	―	＜後日意見＞ 手話の定義案を修正しましたので、資料２をご確認ください。
5	第1条	「手話の普及」だけでなく、「手話を使いやすい環境づくり」としてはどうか。 条例の目的がより伝わりやすくなると思う。	―	＜後日意見＞ ご意見を踏まえ、条文案を修正しました。
6	第1条	「全ての市民が互いの個性を尊重し、安心して共生できる地域社会の実現」としてはどうか。	―	＜後日意見＞ ご意見ありがとうございます。条例案を精査する中で『前文で条例制定の背景となる社会的課題（不安がある状態）を述べ、その課題が解決された将来像を（目的）に明確に示すべき』と庁内で整理を行っております。いただいたご提案は、市の目指すべき姿でもありますので、前文の文案作成の際に改めて反映を検討させていただきます。
7	第2条	「手話を必要とする者」という主語に違和感がある。 この表現だと自ら必要と思ったときと受け止めてしまう。手話の存在を知らないと、そもそも必要かどうかも分からない。まずは手話を知らない人たちに、手話があるという選択肢を知ってもらうことが大事である。	―	市民一人ひとりが自分事として考えていただくために、できるだけ主語を限定しないような方向で修正しました。
8	第2条	「意思疎通を図るための支援」ではなく「手話通訳」という言葉にしてほしい。 タブレット端末を介したサービスは支援であるが、手話言語条例の観点からすると対象が違う。	（部会長）タブレットでの支援は、ここには含まれないと思います。	ご意見を踏まえ、条文案を修正しました。
9	第2条	習得と獲得の違いについて 「手話を習得」→コミュニケーション方法を身に付ける 「手話を獲得」→言語を身に付ける ここでの使い方としては、「獲得」の方が適当である。	―	ご意見を踏まえ、条例案を修正しました。 第１号を「獲得」とすることで「母語・第一言語として身に付けること」という意味になり、第３号の「学ぶ機会」は「習得」の意味が強くなり、両者の区別ができるかと考えております。
10	第2条	「学ぶ機会が確保されること」の別案で、「理解する機会が確保されること」はどうか。	―	＜後日意見＞ ご意見を踏まえ、条文案を修正しました。
11	第2条	「…権利を尊重すること」と改めて書くと、今まで尊重されていなかったように捉えられてしまうのではないか。	―	これまでの取り組みを土台としつつ、より一層の決意を明文化するものです。
12	第2条	「手話を必要とする者が、手話を使用し、学ぶ、手話で学ぶ権利が尊重されること」としてはどうか。	―	＜後日意見＞ ご意見ありがとうございます。
13	第2条	「手話で学ぶ権利」は問題ないと思う。「手話を使う権利」、「手話を使用する権利」という表現もありかと思う。	―	＜後日意見＞ ご意見ありがとうございます。
14	第2条	「手話文化」だけでなく、「手話と手話文化が尊重され、次世代へ継承される」としたほうが、手話そのものの大切さがより伝わると思う。	―	＜後日意見＞ 「手話文化」について、手話に関する施策の推進に関する法律上の定義では「手話文化」の中に「手話」も含まれているため、条例においても同法の定義に準じた表現としております。なお、「尊重」は含める方向で条例案を修正しました。